目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(環境省24-43)

	施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理							
	施策の概要	放射性物質	x射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。						
		対策地域内廃棄物の処理を平成26年3月末までの処理を目指す(この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする)。 指定廃棄物については、平成26年度末を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保することを目指す。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めるこ							
	施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度		
		予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	_	_	-	79,224,774		
			補正予算(b)	_	_	46,198,912			
			繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)			
			合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)			
		幇	(※記入は任意)						
	策に関係する内閣の重要政 (施政方針演説等のうち主な の)								

			施策の進捗状況(実績)	目標
	, 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処		「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の	25年度※
	' 理·処分割合(%) 		設置に向けた取組を実施中。	100
			施策の進捗状況(実績)	目標
	 2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	「指定廃棄物の今後の処理の方針」に基づき、最終処	_
	2 旧龙虎来物》700年 20月前日(70)		分場設置に向けた取組を実施中。	100
			施策の進捗状況(実績)	目標
	- 1 000+++15-0 - W 0000	/	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性	27年
	3 中間貯蔵施設の供用開始	/	物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵	
		/	施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵 施設設置に向けた取組を実施中。	供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

	目標の達成状況	・対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成すべく、仮置場や焼却炉の設置に向けて取組を行っているところ。 ・指定廃棄物の今後の処理の方針に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行っているところ。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。
施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	現地の現状等を把握しつつ、「対策地域内廃棄物処理計画」、「指定廃棄物の今後の処理の方針」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」を策定したところである。今後は、これらに基づき対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理・処分並びに中間貯蔵施設設置を進めていくこととしている。

学識経験を有する者の知見の 活用

・災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報

担当部局名 大臣官房廃棄物・リサイクル対 策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月	
----------------------------------	--------	-------	----------	---------	--

(環境省23-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等						
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。						
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。						
	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	
		当初予算(a)	_	_	_	372,090,331	
施策の予算額・執行額等	予算の 状況	補正予算(b)	_	_	199,662,689		
心束のア昇領・執行領守	(千円)	繰り越し等(c)	_	_	-125,678,429		
		合計(a+b+c)	_	_	(※記入は任意)		
	執行額(千円)		_	_	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	·第百七十 ·第百七十	・第百七十九回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(原発事故の一日も早い収束のために) ・第百七十八回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(復旧・復興の加速)					

			/	施策の進捗状況(実績)	目標
	1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域		放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	長期的な 目標 当該地域を 段階的かつ 迅速に縮小
			/	施策の進捗状況(実績)	目標
	2 1-3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベル ト未満の地域における、年間追加被ば く線量	, ,	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	長期的な 目標 1ミリシーベ ルト以下
				施策の進捗状況(実績)	目標
測定指標	3 ト未	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量		放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年 8月k 平成23年8 月末と比べ て約50%減 少した状態
			/	施策の進捗状況(実績)	目標
	4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量		放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年 8月末ま 成23年8月 末と比べて 約60%減少 した状態
			/	施策の進捗状況(実績)	目標
	5	中間貯蔵施設の供用開始		「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	平成27年
			/	改良に円1/1/4火炬で大心中。	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	〇放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、除染モデル実証事業、役場等公共施設における先行除染、常磐道における除染モデル事業等を実施するとともに、5市町村で除染計画を策定している(平成24年6月現在)。また、汚染状況重点調査地域に指定された市町村(104)のうち、約9割の市町村において本法に基づく除染計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定している(平成24年6月現在)。さらに、本年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築している。の「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。
	目標期間終了時点の総括	〇上記を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら、除染等の措置等を推進するとともに、中間貯蔵施設設置に向けた取組を進めていく必要がある。

学識経験を有する者の知見の 活用	環境回復検討会等						
	T						
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月) ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本 的考え方について」(平成23年10月)						
担当部局名	放射性物質汚染対処特措法施 行チーム	作成責任者名	江口 博行	政策評価実施時期	平成24年6月		